

# 総務常任委員長報告

令和2年3月18日

今期定例会において、総務常任委員会に審査付託となりました議案8件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会では、去る3月5日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第15号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（案）外7議案について、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

議案第15号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（案）については、地方自治法等の一部を改正する法律に基づき、監査委員に意見を求めたところ、「異議ありません。」と回答をいただきました。

また、審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第20号三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）については、地域集会所の譲渡に向けて地元と協議、調整を行う際は、譲渡後の維持管理、修繕について、責任の所在にそごが生じないように十分、理解を得たうえで譲渡されたい。

議案第33号工事請負契約の締結について、とりわけ、専門的な工事や入札業者が特定される工事については、積算根拠の添付など、契約金額の妥当性について、誰が見てもわかりやすい議案提出に努められたい。

以上、述べました事項のほか審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。